

データセンターのオーナー・テナント事業者向け

省エネ法の定期報告に係る留意点

～テナント事業者のIT機器エネルギー使用量の算入について～

令和5年5月
資源エネルギー庁

目次

①背景（工場等判断基準における賃借事業者のエネルギー使用量の扱い）

②エネルギー使用量の報告対象と範囲

ケース①：データセンターにおけるテナント事業者のエネルギー使用量の算入について

ケース②：データセンターにおける利用者（ユーザー）のエネルギー使用量の算入について

③データセンターにおけるエネルギー使用量の按分方法

④定期報告における細分類番号の記入

⑤エネルギー消費原単位の評価

⑥データセンターに用いる生産数量の例

①背景

(工場等判断基準における賃借事業者のエネルギー使用量の扱い)

- 省エネ法の特定事業者等は事業者全体のエネルギー使用量を毎年度報告する必要があります。
- 省エネ法の工場等判断基準では、ビルオーナーとテナント事業者は、共同して省エネに取り組むこと、またビルオーナーは、テナント事業者のエネルギー使用量の把握を行い、情報提供することを規定しています。
- データセンターのテナント事業者においても、本規定は適用されます。

<工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準>

I エネルギーの使用の合理化の基準

I-2. 2 エネルギー消費設備等に関する事項

2-1. (8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場※¹の居室等※²を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、**共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。**その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

II. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(略) 賃貸事業者と賃借事業者は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を促すため、エネルギーの使用及び使用の合理化に係る費用の負担方法にその成果が反映される仕組み等を構築するように努めるものとする。

※ 1 場所借りのデータセンターであっても、継続的に事業を行っている場合は、活動を行っている事業者の「事業場」に該当する。

※ 2 「居室等」とは、人が継続的に使用する場所ではなく「賃借している場所」を指すため、電算室も含まれる。

②エネルギー使用量の報告対象と範囲

(ケース①：データセンターにおけるテナント事業者のエネルギー使用量の算入について)

- データセンターにおいては、賃借事業者（テナント事業者）は、テナント専有部の付帯設備のエネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専有部の全てのエネルギー使用量について報告を行います。
- データセンターにおける備付空調・照明は、オーナーとテナントが共同で省エネを進める観点から、賃貸事業者（ハウジング事業者等）及びテナント事業者のいずれもエネルギー使用量を算入します。
- テナント事業者は、ハウジング事業者等からのエネルギー使用量の通知を受けるか、又は当該エネルギー使用量を個別に計測又は合理的な算出手法により推計し、データセンターに係るエネルギー使用量について報告します。

■データセンターにおけるエネルギー使用量の算入

ハウジング事業者等が備付設備に関するエネルギー管理権原を有し、テナント事業者がIT機器等を持ち込んでいる場合

	賃貸事業者（ハウジング事業者等）			賃借事業者（テナント事業者）		
	付帯設備		サーバ スペースの IT機器	付帯設備		サーバ スペースの IT機器
	備付設備 (空調・照明)	テナント 持込設備 (空調・照明)		テナント専有部の 備付設備 (空調・照明)	テナント 持込設備 (空調・照明)	
エネルギー管理権原の 有無	○	×	×	×	○	○
エネルギー使用量の 算入可否	<u>○</u> (要算入)	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>○</u> (要算入)	<u>○</u> (要算入)	<u>○</u> (要算入)

ハウジング事業者等が
エネルギー使用量を算入

テナント事業者がエネルギー使用量を算入
※エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専有部
の全てのエネルギー使用量を算入し報告を行います。

※エネルギー管理権原がある場合とは、設備の設置・更新の権限を有し、エネルギー使用量が計量器等により特定出来る場合を意味します。

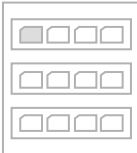
②エネルギー使用量の報告対象と範囲

(データセンターにおけるテナント事業者のエネルギー使用量の算入が不要となるケース)

- データセンターにおける「テナント事業者」とは、データセンター内で専有する部分を有し、付帯設備やIT機器等の持ち込みを行っている事業者を指します。
- ただし、「ラック借り」に限り、ラック借りしている部分はテナント事業者のエネルギー使用量の算入の対象外とします。

(ラック借り部分は、賃貸事業者であるハウジング事業者等が、エネルギー使用量として算入し報告すること。)

テナント事業者は、以下のいずれかのテナント類型に則りエネルギー使用量を算入

テナント類型		テナント類型に関する説明	エネルギー使用量の算入	
			算入要否	算入の範囲
一棟借り		DC一棟に自社（テナント事業者）のIT機器を持ち込み専有利用	必要	DC全体の付帯設備及びIT機器等のエネルギー使用量
居室・フロア借り（スペース借りを含む）		DC内部の居室・フロアに自社（テナント事業者）のIT機器を持ち込み専有利用（DC自体は他の事業者と共有）		テナント専有部（専有居室・フロア）の付帯設備及びIT機器等のエネルギー使用量
ラック借り		DC内の居室・フロアにある一部のラックに自社（テナント）のIT機器を持ち込み専有利用（居室・フロア自体は他の事業者と共有）	不要	-

 : テナント専有部

②エネルギー使用量の報告対象と範囲

(ケース②：データセンターにおける利用者（ユーザー）のエネルギー使用量の算入について)

- 付帯設備及びIT機器のエネルギー管理権原を有しているホスティング事業者又はクラウド事業者のIT機器等の機能を利用している事業者（利用者（ユーザー））は、エネルギー使用量の算入が必要なテナント事業者に該当しません。

■データセンターにおけるエネルギー使用量の算入

ホスティング事業者又はクラウド事業者が付帯設備及びIT機器と、それらのエネルギー管理権原を有し、ホスティング事業者又はクラウド事業者のIT機器等の機能を利用者（ユーザー）が使用している場合

	付帯設備及びIT機器のエネルギー管理権原を有している ホスティング事業者又はクラウド事業者		利用者（ユーザー）	
	付帯設備	サーバ スペースの IT機器	付帯設備	ユーザー使用部分の サーバ スペースの IT機器
	備付設備 (空調・照明)		ユーザー使用部分の 備付設備 (空調・照明)	
エネルギー管理権原の有無	○	○	×	×
エネルギー使用量の算入要否	<u>○</u> (要算入)	<u>○</u> (要算入)	<u>×</u>	<u>×</u>

ホスティング事業者又はクラウド事業者がエネルギー使用量を算入

※付帯設備及びIT機器の管理権原を有している事業者が
一括してエネルギー使用量を算入し報告を行います。

※エネルギー管理権原がある場合とは、設備の設置・更新の権限を有し、エネルギー使用量が計量器等により特定出来る場合を意味します。

③データセンターにおけるエネルギー使用量の按分方法

- データセンターにおいて、ハウジング事業者等は、テナント事業者からエネルギー使用量等に関する情報の提供を求められた場合は、これらの情報をテナント事業者に通知してください。
- 上記において、ハウジング事業者等がテナント事業者ごとにエネルギー使用量を測定していない場合、ハウジング事業者等は合理的な算出方法に従って推計し、テナント事業者に通知してください。

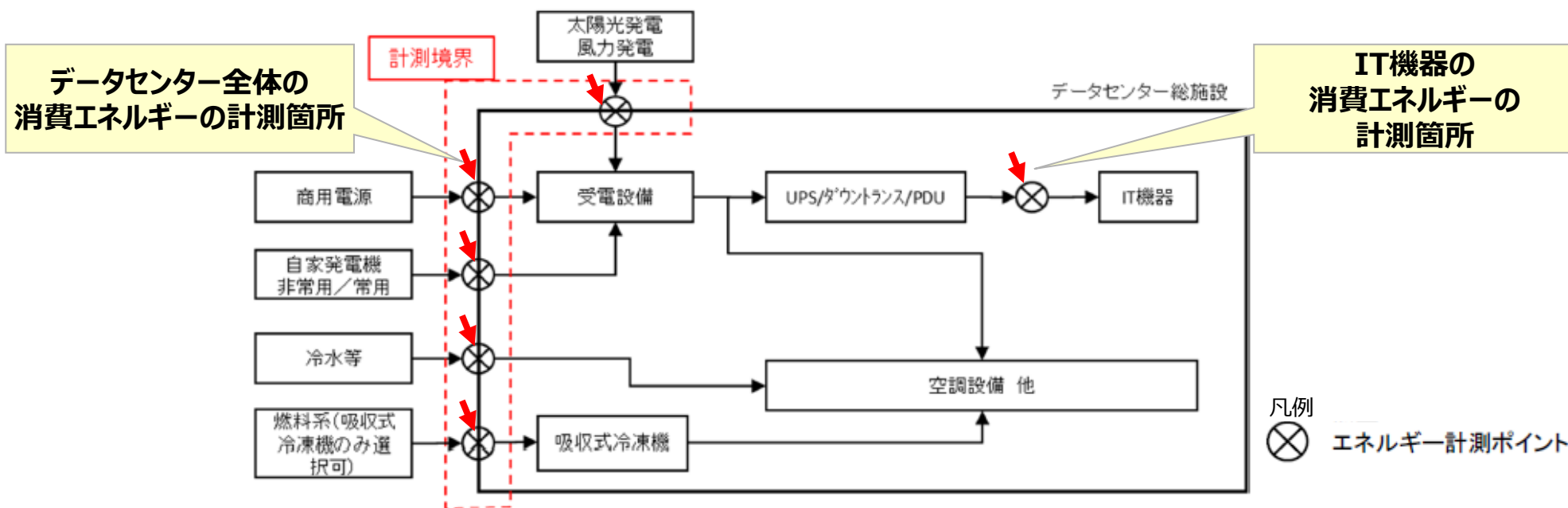
①IT機器のエネルギー使用量の推計方法の例

ーテナント事業者の占有サーバー室面積等により按分（その他、IT機器の定格容量の合計、契約ラック数の合計など）

②付帯設備（空調・照明等）のエネルギー使用量の推計方法の例

ーテナント事業者のIT機器エネルギー使用量等により案分

※付帯設備のエネルギー使用量を特定できない場合は、冷凍機の消費電力量等から推計



④定期報告における細分類番号の記入

特定第3表の記入方法

- 現状、データセンターに係るエネルギー使用量について、**特定第3表「工場等に係る事業の名称」及び「細分類番号」の記載は事業者によって異なり、様々な記載がされています。**
- 今後は、各事業者の事業内容に留意し、**大分類「G：情報通信業」（中分類：37～40）の細分類番号を参考に記載してください。**

(4) 特定-第3表

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位等

1-1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	① 事業分類					事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算										
						エネルギーの使用量 (原油換算kl) A	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) B	購入した未利用熱の量 (原油換算kl) B'	 C=A-B-B'	④の構成割合 (%) D=C/U ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギーの使用に係る原単位 F=C/E	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 G	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) H=F/G ×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) I=D×H/100	
1	工場等に係る事業の名称														⑤	①
	細分類番号															
2	工場等に係る事業の名称															②
	細分類番号															
3	工場等に係る事業の名称															③
	細分類番号															
事業者全体						⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	⑥ (合計)	100%	⑦ (名称:) (単位:)	⑧ (名称:) (単位:)	⑨	⑩ ⑩=⑦/⑧×100	③	⑪ ⑪=①+②+③+...

【参考】日本標準産業分類におけるデータセンターの扱い

- 大分類「G：情報通信業」（中分類：37～40）の細分類番号は以下を参照

大分類G 情報通信業・・・情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに付随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類されている。

中分類	小分類	細分類	
37			通信業
	370		管理、補助的経済活動を行う事業所
	371		固定電気通信業
		3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
		3712	長距離電気通信業
		3719	その他の固定電気通信業
			他に分類されない固定電気通信業を営む事業所をいう。 ○音声蓄積サービス業；ファックス蓄積サービス業；ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）；IX（インターネット・エクスチェンジ）業；IDC（インターネット・データ・センター）業
	372	3721	移動電気通信業
	373	3731	電気通信に附帯するサービス業
38			放送業
39			情報サービス業
	390	3909	管理、補助的経済活動を行う事業所
	391		ソフトウェア業
			電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言など並びにこれらを一括して行う事業所（受託ソフトウェア業）
	392		情報処理・提供サービス業
		3921	情報処理サービス業
			電子計算機などを用いて委託された情報処理サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。 ○受託計算サービス業；計算センター；タイムシェアリングサービス業；データエントリー業；パンチサービス業
40			インターネット附随サービス業
	400		管理、補助的経済活動を行う事業所
	401		インターネット附随サービス業
		4011	ポータルサイト・サーバ運営業
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
		4013	インターネット利用サポート業

⑤エネルギー消費原単位の評価

- 定期報告において、データセンターのIT機器に係るエネルギー使用量は、令和5年度報告（令和4年度実績）の定期報告以降、テナント事業者が算入してください。
- ハウジング事業者等は、テナント事業者からエネルギー使用量等に関する情報の提供を求められた場合は、これらの情報をテナント事業者に通知してください。（テナント事業者が定期報告に反映できるようにすること）。
- 事業者クラス分け評価制度においては、エネルギー算入範囲変更後の5年度間平均原単位を用いて評価を行います。
- 上記に伴い、定期報告における生産数量を変更する場合は、現行規定に従ってください（理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入）。

<定期報告に記載する対比表の例>

エネルギー 算入範囲		生産数量		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
		名称	単位						
変更前	原単位								
	生産数量								
変更後	原単位								
	生産数量								

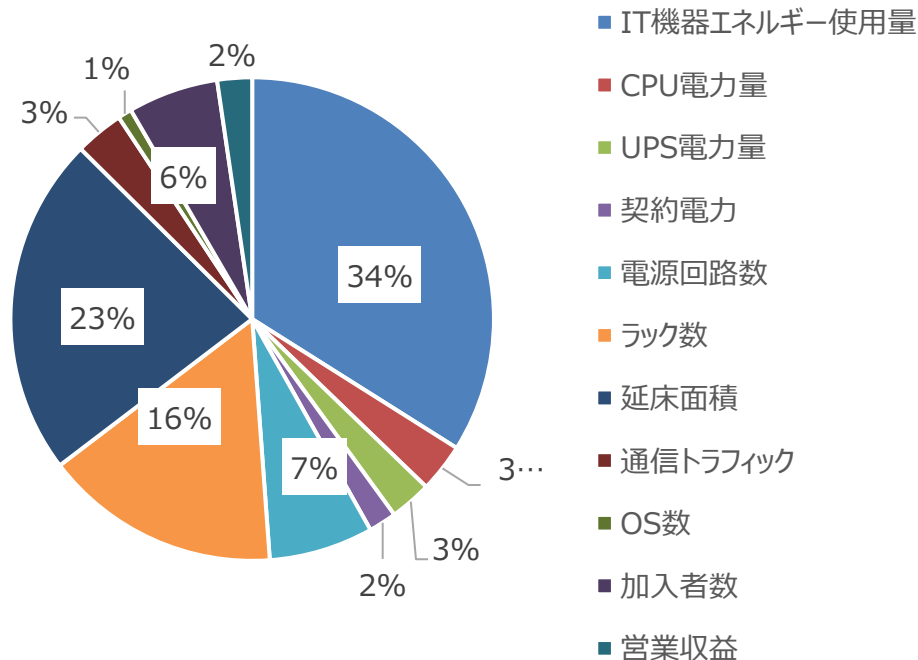
算入方法変更

エネルギー算入範囲変更後の5年度間平均原単位でクラス分け評価

⑥データセンターに用いる生産数量の例

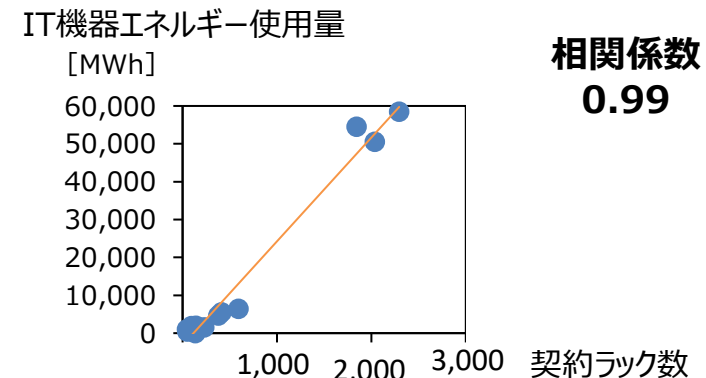
- 現在、データセンターを保有する事業者の定期報告書におけるエネルギー消費原単位の分母（エネルギー消費と密接な関係を持つ指標）は、「延床面積」、「IT機器エネルギー使用量」、「ラック数」など多種多様。
- 各データセンター事業者の省エネ取組状況を適切に表現するため、アンケート調査においてIT機器のエネルギー使用量と相関が高かった「契約ラック数」又は「サーバ室面積」を生産数量に用いて報告を行うことが望ましい。

データセンターを保有する事業者の定期報告における生産数量の使用割合

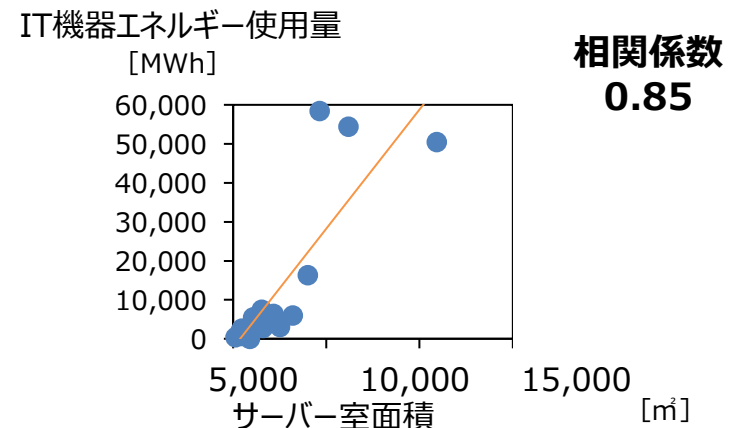


（出典）データセンター調査報告書2020（インプレス総合研究所）に記載のデータセンターのうち、2020年度に定期報告を行った事業所を対象に集計

＜IT機器のエネルギー使用量と契約ラック数＞ N=16



＜IT機器エネルギー使用量とサーバ室面積＞ N=25



⑥データセンターに用いる生産数量の例

- 定期報告書及び中長期計画書の記入要領（別添資料 3 業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について）※において、データセンターにおける生産数量について、下記のとおり追記しました。

※資源エネルギー庁ホームページ「定期報告書及び中長期計画書の記入要領」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo_v22.1.pdf

別添資料 3

業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について

以下の用途に属する業務用ビルを設置する事業者は、特定-第3表及び指定-第4表の生産数量等の欄について、下表に示す項目及び単位を参考にして記入してください。（千や百万などを補助単位として使用することも可能）

ビル用途	エネルギー使用量と関係をもつ項目	生産数量等の記入単位
事務所ビル	延床面積	m ²
	空調面積	m ²
	貸室面積	m ²
	入居率	%
	在室人数	人
	就業時間	時間
	空調必要時間	時間
商業ビル	売上高	円
	延床面積	m ²
	売場面積	m ²
	部門別面積	m ²
	従業員数	人
	来客者数	人
	営業時間	時間
ホテル	売上高	円
	延床面積	m ²
	部門別面積	m ²
	宿泊ベッド数	床
	従業員数	人
	利用者人数（宴会・レストラン他）	人
	宿泊客数	人
	客室稼働率	%
	営業時間	時間
病院	売上高	円
	延床面積	m ²
	部門別面積	m ²
	入院ベッド数	床
	従業員数	人
	外来患者数	人
	入院患者数	人
	病室稼働率	%
	利用時間	時間

ビル用途	エネルギー使用量と関係をもつ項目	生産数量等の記入単位
データセンター	契約ラック数 サーバー室面積	台 m ²